

鳥取縣公報

昭和十八年五月二十五日
第千四百三十六號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告示
 - 度量衡器計量器第一種取締執行……………一頁
 - 同 第一種取締城市町村長ノ行フ第二種取締省略……………一頁
 - 小作料統制認可……………二頁
 - 特別漁業免許……………四頁
 - 爾系調査員囑託解囑及擔當調査區變更……………四頁
 - 被保險者證中無効……………六頁
- 彙報
 - 苗代期の米増産運動……………八頁
 - 本年度大日本青少年團戰時國民貯蓄増強運動……………九頁
 - 滿洲國特別地區旅行證明規則の改正……………一一頁
 - 其他……………

告示

◇鳥取縣告示第二百七十四號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ鳥取市内度量衡器計量器第一種取締左ノ通執行ス但シ日別検査區域及器物提出場所ハ當該市長ノ告示ニ依ル

昭和十八年五月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

| | | |
|-----------------------------|---------------|-------------|
| 檢 査 期 日 | 出 器 物 提 出 時 刻 | 檢 査 執 行 區 域 |
| 自昭和十八年六月二十一日 至昭和十八年七月二十日 | 午前九時 午後四時 | 全 市 |

◇鳥取縣告示第二百七十五號

左ノ使用者ガ其ノ所在地ニ於テ使用ニ係ル度量衡器計量器

01073

八昭和十九年三月末日迄其ノ第一種取締並ニ市町村長ノ行
フ第二種取締ノ執行ヲ省略ス

昭和十八年五月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

使 用 者 所 在 地

| | | |
|----------------|-------------|----------------------|
| 那是製糸株式會社 | 鳥取工場 | 鳥取市古市一番地 |
| 同 | 倉吉工場 | 東伯郡倉吉町大字福吉町五 七番屋敷 |
| 片倉製糸紡績株式 會社 | 上井工場 | 東伯郡日下村大字海田一三 〇番地 |
| 日本レイヨン株式 會社 | 米子工場 | 米子市錦町三丁目八九番地 |
| 日本レイヨン株式 會社 | 米子短織 雜工場 | 米子市旗ヶ崎五七八番地 |
| 福島紡績株式會社 | 倉吉工場 | 東伯郡倉吉町大字住吉町四 六番地 |
| 大阪特殊製鋼株式 會社 | 黒坂工場 | 日野郡黒坂町大字黒坂二一 〇番地 |
| 旭製紙株式會社 | | 鳥取市古市一八五番地 |

認可セリ

昭和十八年五月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 認可年月日 昭和十八年五月十八日
二 申請シタル農地委員會

| | |
|-----|----------|
| 東伯郡 | 西郷村農地委員會 |
| 同 | 日下村農地委員會 |
| 同 | 長瀬村農地委員會 |
| 同 | 橋津村農地委員會 |
| 同 | 宇野村農地委員會 |
| 同 | 泊村農地委員會 |
| 同 | 舍人村農地委員會 |
| 同 | 東郷村農地委員會 |
| 同 | 松崎村農地委員會 |
| 同 | 淺津村農地委員會 |
| 同 | 花見村農地委員會 |
| 同 | 三朝村農地委員會 |
| 同 | 三徳村農地委員會 |

◇鳥取縣告示第二百七十六號

小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ左記ノ通小作料統制ノ件

01074

| | |
|---|-----------|
| 同 | 小鹿村農地委員會 |
| 同 | 旭村農地委員會 |
| 同 | 竹田村農地委員會 |
| 同 | 倉吉町農地委員會 |
| 同 | 小鴨村農地委員會 |
| 同 | 上小鴨村農地委員會 |
| 同 | 矢送村農地委員會 |
| 同 | 南谷村農地委員會 |
| 同 | 山守村農地委員會 |
| 同 | 北谷村農地委員會 |
| 同 | 高城村農地委員會 |
| 同 | 社村農地委員會 |
| 同 | 灘手村農地委員會 |
| 同 | 上中山村農地委員會 |
| 同 | 下中山村農地委員會 |
| 同 | 上北條村農地委員會 |
| 同 | 中北條村農地委員會 |
| 同 | 下北條村農地委員會 |

| | |
|---|-------------|
| 同 | 榮村農地委員會 |
| 同 | 大誠村農地委員會 |
| 同 | 由良町農地委員會 |
| 同 | 浦安町農地委員會 |
| 同 | 上郷村農地委員會 |
| 同 | 下郷村農地委員會 |
| 同 | 古布庄村農地委員會 |
| 同 | 八橋町農地委員會 |
| 同 | 赤碕町農地委員會 |
| 同 | 成美村農地委員會 |
| 同 | 以西村農地委員會 |
| 同 | 安田村農地委員會 |
| 同 | 八頭郡山郷村農地委員會 |
| 同 | 西伯郡成實村農地委員會 |

三 農地ノ所在地番、地目及面積
別冊ノ通

(別冊ハ鳥取縣内政部農務課並ニ右申請各町村役場ニ備
置ク)

四 認可ヲ爲シタル小作料ノ種類別額及減免條件
別冊ノ通

(別冊ハ鳥取縣内政部農務課並ニ右申請各町村役場ニ備置ク)

◇鳥取縣告示第二百七十七號

昭和十八年五月三日左記ノ通特別漁業ヲ免許セリ

昭和十八年五月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 免許 番 號 第六〇〇號
- 二 免許ノ年月日 昭和十八年五月三日

- 三 漁業 權 者 西伯郡御來屋町九百九拾九番地 保證 汗東漁業協同組合 責任
- 四 漁場ノ位置 西伯郡逢坂村、光徳村、御來屋町 庄内村地先
- 五 漁業ノ種類及名稱 特別漁業第四種漁業(網船曳葛網)
- 六 漁獲物ノ種類 ひら、いさき、たひ、はまち
- 七 漁業 時 期 自七月一一日 至十月三十一日
- 八 漁業權存續期間 十 年
- 九 條件 制 限 一 五馬力以上ノ機船ヲ使用スベカラズ
二 地先専用漁場ニ於テ操業スベカラズ

◇鳥取縣告示第二百七十八號

囑託調査員左ノ通囑託、解囑及擔當調査區ノ變更アリタリ

昭和十八年五月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 囑 託 及 解 囑

| 囑託調査員氏名 | 解囑調査員氏名 | 擔當調査區番號 | 郡市町村名 | 執務場所 | 囑託解囑年月日 |
|---------|---------|---------|-------------|----------|------------|
| 谷口順喜 | 林 伊三雄 | 一九 | 八頭郡 國中村 | 國中村役場 | 昭和十八年五月二十日 |
| 漆原好造 | 田内主計 | 二三 | 河原村町 | 河原町役場 | 同 |
| 西尾 實 | 國政 寬 | 三〇 | 智頭町 | 智頭町役場 | 同 |
| 前田正則 | 今嶋松治 | 三二 | 大御門村 | 大御門村役場 | 同 |
| 河邊昇次 | 前田英一 | 三三 | 隼 村 | 隼 村 役場 | 同 |
| 生田 勝 | 岩本 香 | 六一 | 東伯郡 橋津村 | 橋津村役場 | 同 |
| 細川 仁 | 楠本一雄 | 六七 | 旭田村 | 旭村信用組合 | 同 |
| 西本幸雄 | 山本繁光 | 八〇 | 下郷村 古布庄村 | 上郷村役場 | 同 |
| 永井 勇 | 安江義之 | 一一五 | 日野郡 二部村 | 二部養蠶實行組合 | 同 |
| | 仙賀照正 | 一一七 | 大宮村 阿尾村 | | 同 |

01077

浦部正憲 圓山或一 一二三 同 溝口町 日光村 溝口養蠶實行 組合 同

二擔當調査區ノ變更

| 請糸調査員氏名 | 新擔當調査區 | | 執務場所 | 舊擔當調査區 | | 變更年月日 |
|---------|--------|----------------|---------------|--------|----------------|------------|
| | 番號 | 郡市町村名 | | 番號 | 郡市町村名 | |
| 谷口靜雄 | 二九 | 八頭郡智頭町 | 智頭町役場 | 二八 | 八頭郡用瀬村 | 昭和十八年五月二十日 |
| 矢倉金春 | 三六 | 同 佐治村 | 佐治村役場 | 二九 | 同 智頭町 | 同 |
| 西村政夫 | 二八 | 同 用瀬村 | 用瀬町役場 | 三六 | 同 佐治村 | 同 |
| 加納英市 | 一一七 | 日野郡山上村 阿比孫村 | 阿比孫養蠶 實行組合 | 一一一 | 日野郡江尾村 神奈川村 | 同 |

鳥取縣告示第二百七十九號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者
證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年五月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

| 被保險者證 記號 番號 | 被保險者 氏名 | 工場事業場又ハ事 務所所在地、名稱 | 無効トナリ タル年月日 |
|----------------|------------|----------------------|----------------|
| 鳥まる 一〇四 | 佐々木 精一 | 鳥取市東品治町株 式會社丸由百貨店 | 一八、四、二五 |
| 同 九一 | 堺 なみ | 同 | 同 |
| 同 六九 | 榊田屋實枝子 | 同 | 同 |
| 同 八三 | 古川 綾子 | 同 | 同 |
| 同 三四 | 柴田 芳枝 | 同 | 同 |

01078

| | | | |
|--------|--------|--------------------|---------|
| 同 五 | 河村 智藏 | 同 | 同 |
| 同 二九 | 田中 照子 | 同 | 同 |
| 同 二五 | 由谷 鉄子 | 同 | 同 |
| 同 六 | 牧野 孝太郎 | 同 | 一八、四、三〇 |
| 鳥とまれ 二 | 石橋 清太郎 | 鳥取市東品治 鳥取昭和信用組合 | 一八、四、三三 |

鳥取縣告示第二百八十號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者
證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年五月廿五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

| 被保險者證 記號 番號 | 被保險者 氏名 | 工場事業場又ハ事 務所所在地、名稱 | 無効トナリ タル年月日 |
|----------------|------------|----------------------|----------------|
| 東には 一一 | 森本 豊野 | 東伯郡倉吉町日本 館 | 一八、五、七 |
| 米よ 四七 | 本池 貞子 | 米子市東町 米子林材株式會社 | 一八、四、三〇 |

| | | | |
|---------|--------|----------------------------|---------|
| 鳥しい 三一 | 太田 鹿十郎 | 鳥取市東品治 昭 和パラス株式會社 | 一八、四、三三 |
| 氣いし 一八八 | 小谷 恒造 | 氣高郡寶木村 因州製紙株式會社 | 一八、三、三三 |
| 西にか 二 | 小谷 定 | 西伯郡境町 日本水産株式會社 境冷凍工場 | 一八、三、三三 |
| 鳥とさ 二三四 | 内田 六太郎 | 鳥取市東品治 鳥取林材株式會社 | 一八、三、三〇 |
| 鳥にに 一四 | 本邦 富美子 | 鳥取市西町 株式 會社日本海新聞社 | 一八、五、五 |
| 鳥と 三八〇 | 山根 政子 | 鳥取市西町 鳥取木工株式會社 | 一八、四、三〇 |

彙報

苗代期の米増産運動

挿秧前の手入最も肝要

本年度の稲作は決戦下食糧確保の中核として農家懸命の努力が期待されてゐるが、その増産完遂の爲には各部落別の耕種改善規程を樹立實行することが極めて肝要である。特に苗代半作の古諺の如く、苗のうちの手入は格別に重要であるから、全農家では次の事項を實踐して必ず農業報國の實を擧げられるやう切望する。縣では目下「昭和十八年度米増産完遂運動」を實施し、各市町村農會に於て遅しく展開實施されてゐるので、農家各位の格段なる奮闘を切望する次第であつて、以下苗代期に於ける重要實施事項を擧げると次の通りである。

一、手入週間の設定並に苗代検査
苗代については既に極力苗代面積の確保、薄蒔、均播が奨励實施されてゐるのであつて、その後は各地で手入週間を設けて左の手入をなし、農會でこれが検査を行ふことになつてゐる。

第一回 播種二週間後

イ 間引、平坦部一平方尺間に三百本以上のものは間引を行ふ

ロ 水の掛引

ハ 補植

ニ ベタ播は踏切溝を設ける

第二回 挿秧十日前

イ 除草

ロ 藥劑撒布(イモチ病、浮塵子、泥負虫)

ハ 螟虫捕蛾採卵

尙市町村農會では検査の結果不合格の苗代に付ては標札に赤札を貼ぎ、各個人に通告の上直に手入をなさしめ、手

入をしても不合格の場合は苗を他より求めしめて不_良苗は植付させないことになつてゐる。

二 苗代の病虫害防除劑撒布

概して稻熱病、浮塵子は全縣下に、螟虫は奥山間部を除く全縣下に、泥負虫は主として日野、岩美、八頭各郡の山間部に頻發するから、指導班の指導に従ひ部落防除班の活動による一齊驅除、乃至は青少年學徒の動員を得て驅除されたい。

1 稻熱病

第一回 挿秧二週間乃至二十日間前撒布

第二回 挿秧一週間乃至十日前撒布

椰子油展着劑加用六斗式過石灰ボルドー液又は銅製劑液(水一石に百二十匁、展着劑加用) 反當六斗の割に撒布する。

2 浮塵子

挿秧一週間前に一回以上、除虫菊乳劑を反當八斗程度撒布する。

3、螟虫

苗代末期に學童により捕蛾採卵する

4 泥負虫

挿秧一週間前に發生の有無に拘らず砒酸石灰液(砒酸石灰二百匁、大豆展着劑百匁、水一石)の撒布を行ふ。(稻熱病防除劑に混入して撒布)

「頼むぞ増産 今度は米だ」
「身を挺し 守れ國土を 食糧を」

本年度大日本青少年團

戦時國民貯蓄強調運動

昭和十八年度國民貯蓄増加目標額二百七十億圓達成の國策に順應し、大日本青少年團に於てはその本旨に鑑み團員をして決戦生活態勢を確立せしめ、戦時貯蓄の實踐、國債債券の購入を銃後青少年の愛國運動として團体的組織的且つ教育的に展開し、以て大東亞戦争の目的完遂に挺身せしめることとなり、特に本年度に於ては事業の方針として

01081

- 一、郡市區團の貯蓄運動を強化すること
 - 二、國民貯蓄組合未結成の皆無を期すること
 - 三、貯蓄源泉の積極的造成を組織化すること
 - 四、戦争生活を確立すること
 - 五、貯蓄事務の敏捷化を圖ること
- の諸項に重點を置いて貯蓄報國の實を挙げしめることとなつた。

而して地方團事業としては、地方團の貯蓄報國運動徹底強化の爲に左記事業を實施して本部より助成金の交付を受けることになつてゐる。

1、郡市區團戰時貯蓄運動推進協議會

各道府縣團は管下郡市區團と共同主催の下に、町村單位團長並貯蓄係主任等を招集し、青少年團員に對する戰時貯蓄精神の振興を圖り、本部の方針に則り其の實踐の徹底方途につき協議する。

2、貯蓄成績優良團表彰

道府縣團長は貯蓄成績優良團を表彰し、その成績を廣く發表して本運動の進展に寄與する。

3、戰捷祈願愛國貯蓄動員大會

各道府縣團は管下郡市區一團を選定し、これと共同主催の下に大會を開いて青少年團員の烈々たる貯蓄報國戰捷祈誓の誠を披瀝せしめる。

4、貯蓄獎勵移動映畫開催

大藏省並に本部推薦の貯蓄獎勵映畫を用ひて映畫會を開催し、青少年團員は勿論、父兄等に戰時貯蓄増強の必要を一段と認識せしめて其の實踐を振起せしめる。

▽昭和十八年度青少年團國民貯蓄努力目標額

努力目標額 貳億四千拾五萬圓

内 譯

一、金錢貯蓄目標額 一億一千三百八十二萬圓

(一) 青年 團員

1、幹部團員 平均二四圓 (月二圓)

2、普通團員 同 一二圓 (月一圓)

(二) 女子青年團員 同 一二圓 (月一圓)

(三) 少年團員 同 六圓 (月五十錢)

二、國債券 券購入目標額 一億二千六百三十三萬圓

01082

- (一) 團員計 一億一千五百十萬圓
- 1 青少年團員 年平均 一五圓
- 2 女子青年團員 同 一五圓
- 3 少年團員 同 五圓
- (二) 團体計 一千二百二十三萬圓
- (1) 單位團計 百七十三萬圓
- 1 青年團 年平均 五〇圓
- 2 女子青年團 同 三〇圓
- 3 少年團 同 二〇圓
- (2) 分團計 九百五十萬圓
- 1 青年團 年平均 二〇圓
- 2 女子青年團 同 二〇圓
- 3 少年團 同 一五圓

滿洲國特別地區

旅行證明規則の改正

帝國軍人軍屬其の他官公吏にして正規の服裝をなし又は

所屬長の發給する身分證明書を携帯する者、及び十四歳未

滿の者を除き、本邦より滿洲國軍機保護法施行規則第三條に規定されてゐる特別地區内に旅行しようとする者に對しその不便を除去する爲同國軍機保護法施行規則第三十一條に關聯して昭和十六年四月十五日内務省令第十號を以て滿洲國特別地區旅行證明規則を制定されて、旅行證明書、定期旅行證明書、團体旅行證明書などをそれ／＼下附を受くべきこととなつてゐるのであるが(但し汽車又は航空機により通過する者は此の限に非ず)、過般滿洲國に於て同國軍機保護法の改正に當り、同法中の特別地區内に於ける居住移轉、及び旅行に關する規定を分離して別個に國境取締法を制定し、これを機會に特別地區の一部を追加することとなつたので、我が國でも本年一月二十日内務省令第四號を以て該旅行證明規則の一部改正を見たのである。

改正の要點は特別地區の一部追加したこと、團体旅行手續に於て從來の引率者以外に更に引率補助者を設け、被引率者全員の寫眞を團体名簿に貼付すると共に、被引率者全員

